

前回審議の確認と今回の進め方について

1. 前回審議会が出された主なご意見とその対応（方向性）

※ 基本方針の見直しに関連する主なご意見（意見や質疑は除く）のみを記載しています。
また、前回審議会以降、メール等での個別意見提出はありませんでした。

	箇所	ご意見等（要旨）		対応（方向性）
1	資料14 P2	第3の柱「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」について、「柔軟」という言葉の受け止め方が読み手により異なる可能性があるため、意図を記入した方が良い。	⇒	第3の柱に関する説明文を以下のとおりに修正した。 公共施設を将来にわたり、安心して、持続可能な形で使い続けていくには、維持管理コストとのバランスや政策的な判断等も踏まえながら、さらなる有効活用の取組についても検討していく必要があります。そのため、第2の柱でも掲げた「共通的な使用料算定ルール」を前提としながらも、 施設の有効活用の視点で利用率や市民サービスを向上させるため、施設の利用状況や地域・社会の変化を的確に把握した上でニーズにあわせた料金設定や利用方法を柔軟に設定できるものとします。 また、公共施設の将来的なあり方を見据え、設置目的や施設特性等を鑑みても、極端に利用が少ない施設については、その原因を分析し、経営的な視点から戦略的な使用料設定や利用方法の見直しを行うことで、利用率向上に向けた工夫を行うこととします。
2	資料14 P3-4	営利等利用を行う団体は早期割引の対象となるのか？ 営利団体がまとめて安く予約をすることがないように配慮してもらいたい。	⇒	当初案においても、「営利団体の利用により市民の利用に支障が生じる場合は、予約の開始時期など利用における取扱いにも市民と差を設けることができる」と明記し、予約時期を遅らせるなどの対応を想定していたが、ご意見も踏まえ、「できる規定」ではなく、 「営利等利用の場合は、早期割引など、各種割引の対象外とする」ことを追記した。
3	資料14 P6	附帯設備に関する表記について、ピアノとスポーツ施設のみ記載されているが、他の設備もあると思われる。	⇒	ピアノは調律に係る費用、スポーツ施設はナイター設備の光熱費を別途徴収することを想定し、基本方針に明記したところだが、これ以外にも総合福祉センターや市民活動・交流センターの陶芸窯などの設備もあるので、限定的な記載とならないように、例示としてピアノ、スポーツ施設を記載していることがわかる表現に修正した。
4	資料14 P6	「付帯設備」と「附帯設備」の2種類の表現が混同しているため、表現の修正をお願いしたい。	⇒	修正した。
5	資料15 P5	営利行為の判断基準は？ 基準がないと各施設で判断が分かれてしまうし、利用者も営利利用ではないと主張すると思われるので、基準を明確にすべき。	⇒	令和4年度から営利料金を導入している自治体の事例を参考に判断基準及び運用上の懸念点について、事務局で対応案を検討させていただいた。後ほど、 資料18 でご審議いただきたい。
6	資料15 P5	営利加算を200%とした根拠は？ また、営利利用として想定している使用方法・団体などがあるのであれば、どの程度の金額水準であれば利用するのかアンケート調査をしたうえで、料金設定するのも良いのではないか。	⇒	本項目についても、後ほど 資料18 でご審議いただきたい。

2. 今後の使用料等審議会について（予定）

●令和6年度使用料等審議会の進め方・スケジュール（予定）

開催時期	主な議題・検討箇所など	備考
済 第1回 (11月28日)	● 諮問・会長の選出 ● 審議会の進め方について ● 事務局改訂案の概要説明	
済 第2回 (1月8日)	● 第1の柱「利用者負担の原則」について ● 第2の柱「共通的な算定ルールの確立」について	
済 第3回 (2月14日)	● 第3の柱「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」について ● その他事項について	
第4回 (3月18日)	● 第2～3回における意見を踏まえた見直し案について	● 過去2回の審議で出されたご意見を踏まえ、修正を行った事務局案を資料17として提示し、改めて全体を通して審議を行う ● 前回審議会で複数のご意見をいただいた「営利等加算」について、事務局で再検討した結果を資料18で提示
第5回 (3月～4月)	● 答申案の確認	● これまでの審議を踏まえ、答申案の確認を行う

（※ 審議会は5回で終了予定。市長答申は4～5月頃に実施予定）

2. 今後の使用料等審議会について（予定）

	R6年度		R7年度		R8年度		R9年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
基本方針 の見直し (R6年7月から 約14か月)	庁内 検討 済 7月18日行革本部 (方向性を協議) 済 8月29日行革本部 (基本方針案協議) 済 9月議会報告 (検討開始の報告) 審議会 (5回) 済 11月14日行革本部 (基本方針案再協議) 済 12月11日議会報告 (委員の決定等) 2月21日行革本部 (進捗報告) 答申 3月議会報告 (進捗報告) 決定 パブコメ 9月議会報告 (方針決定報告) 【参考】前回見直しの主な事項 検討期間：約8か月 ●平成28年10～翌3月：審議会検討 ●平成29年4月：審議会答申 ●平成29年5月：基本方針の決定							
使用料 改定 (R7年10月から 約24か月)	審議会開催が、4月までかかる見込みとなったため、当初予定していた2月の庁内報告、3月の議会報告は実施せず。 【参考】前回見直しの主な事項 検討期間：約23か月 ●平成30年5月：検討開始（各課へ依頼） ●平成31年2月：最終案を行革本部で確認 ●平成31年3月：議会報告（最終案） ●令和元年6月：条例案の上程・議決 ●令和2年4月：条例施行				事前準備 各課見直し作業 (R7.9月-R8.5月) 意見聴取 (各種委員会等) 1・2月行革本部 (見直し中間案を協議) 3月議会報告 (見直し中間案を報告) 5月行革本部 (見直し最終案を協議) 6月議会報告 (見直し最終案を報告) 9月議会 (条例改正案を上程・議決)		市民周知期間 (R8.9月-R9.9月) 4月 施設予約開始 9月 条例施行 新使用料の運用開始 (R9.10月～)	